規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年六月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―六―八二

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十一号中「原子力施設検査官」を「原子力専門検査官」に改める。

別表第一第二十二号(1)中「原子力保安検査官」を「原子力防災専門官（人事院の定める者に限る。）」に改め、同号(2)中「原子力防災専門官（人事院の定める者に限る。）」を「原子力運転検査官」に改める。

附　則

この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年六月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一二三―三一

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第三条第十四号ロ中「核セキュリティ・核物質防護室分室」を「六ヶ所保障措置センター」に改め、同号ハ中「人事院が定めるもの及び地方放射線モニタリング対策官事務所の業務」を「人事院が定めるもの」に改め、同号ニ中「六ヶ所保障措置センター」を「核物質防護対策官事務所」に改める。

附　則

この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年六月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一一―八―三九

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「原子力保安検査官（統括原子力保安検査官を除く。）、原子力施設検査官及び原子力防災専門官」を「原子力防災専門官、原子力運転検査官（統括原子力運転検査官を除く。）及び原子力専門検査官」に改め、同項第二号中「統括原子力保安検査官」を「統括原子力運転検査官」に改める。

附　則

この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。

告　示

○警察庁告示第一号

海上保安庁

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二十八条の二第一項の規定に基づき、海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月三十日

警察庁長官　坂口　正芳

海上保安庁長官　中島　敏

海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島を定める告示の一部を改正する告示

海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島を定める告示（平成二十四年警察庁海上保安庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
海上保安庁法第二十八条の二第一項の海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島は、次表に掲げる区域内に存する離島とする。	海上保安庁法第二十八条の二第一項の海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島は、次表に掲げる区域内に存する離島とする。
（略）	（略）
十二　次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域 イ　北緯二七度一五分五〇秒　東経一四〇度五四分〇秒の点 ロ　北緯二七度一三分四〇秒　東経一四〇度五四分〇秒の点 ハ　北緯二七度一三分四〇秒　東経一四〇度五一分四〇秒の点 ニ　北緯二七度一五分五〇秒　東経一四〇度五一分四〇秒の点	十二　次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域 イ　北緯二七度一五分四〇秒　東経一四〇度五三分二〇秒の点 ロ　北緯二七度一四分〇秒東経一四〇度五三分二〇秒の点 ハ　北緯二七度一四分〇秒東経一四〇度五一分五〇秒の点 ニ　北緯二七度一五分四〇秒　東経一四〇度五一分五〇秒の点
（略）	（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○法務省告示第三百二十一号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月三十日

法務大臣　金田　勝年

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～四　略］	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～四　同上］